

2月14日 記者会見まで
非 公 開

第9期 第1号被保険者 介護保険料の算定について

2024年度～2026年度
(令和6年度～令和8年度)

算定のポイント

- 1 介護保険料基準額を前期（令和3～5年）と同額に据え置き
- 2 介護給付費準備基金を活用し、保険料基準額の上昇を抑制
- 3 保険料所得段階を11段階から13段階（国標準）へ

保健福祉部 介護保険課

1 介護保険料基準額の設定

介護(予防)サービスに必要な全体費用

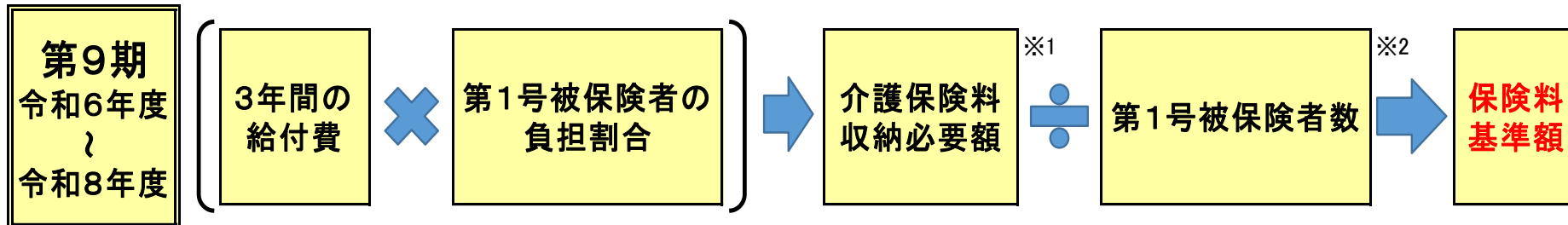
利用者負担 1割～3割	介護(予防)給付費 9割～7割	地域支援 事業費
----------------	--------------------	-------------

給付費(事業費)の財源構成

保険料50%		公費負担50%		
第1号被保険者 (65歳以上の人) 23%	第2号被保険者 (40～64歳の人) 27%	国 25%	都道府県 12.5%	市区町村 12.5%

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料基準額の算定

第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに必要な介護(予防)給付費等を見込み、保険者ごとに決めています。



※1 国の調整交付金や予定保険料収納率、介護給付費準備基金の取崩額を加味し補正

※2 所得段階ごとの被保険者数の割合に応じて補正

2 現行の介護保険料

令和3～5年度の第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料

所得段階	対象者(所得区分)	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人、または世帯全員が市町村民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45 (基準額×0.3)	30,610円 (20,410円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.675 (基準額×0.5)	45,920円 (34,020円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75 (基準額×0.7)	51,030円 (47,620円)
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.875	59,530円
第5段階 (基準額)	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.0	68,040円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	78,240円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.275	86,750円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	102,060円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	115,660円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.9	129,270円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.0	136,080円

※ 第1段階から第3段階の()内は、低所得者保険料軽減措置適用後

長野市の第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料は、所得状況に応じて11段階に区分されており、それぞれについて**基準額(第5段階)**に**保険料率**を乗じて得た額となっている。 ※10円未満の端数調整あり

3 次期介護保険料算定の考え方

■第9期（令和6～8年度）の保険料段階の設定

第9期計画の標準的な所得段階は、低所得者の保険料の負担軽減と負担能力に応じた応能負担の観点から、国が13段階を示したため、11段階から**13段階に変更**する。

■介護保険料の上昇抑制

◎介護保険料設定の弾力化

- 各段階の保険料率と第6段階以上の所得区分は、国の標準を踏まえつつ、保険料上昇の影響を抑制するため市独自に設定する。

	国の標準的な 段階区分	長野市	
		段階区分	保険料基準額
第1期	5段階	5段階	30,840円
第2期	5段階	5段階	37,080円
第3期	6段階	6段階	46,680円
第4期	6段階	9段階	47,880円
第5期	6段階	10段階	58,560円
第6期	9段階	11段階	65,800円
第7期	9段階	11段階	68,040円
第8期	9段階	11段階	68,040円
第9期	13段階	13段階	68,040円

◎介護給付費準備基金の活用

令和5年度末基金残高見込：約37億円

- 介護保険制度はこれまで物価・賃金に大きな変動がない中で運営されてきたが、近年は物価高騰が顕著になっており、社会保障の負担増加による更なる影響を考慮する必要があることから、介護給付費準備基金を活用し、保険料基準額の上昇を抑制する。



介護保険料基準額を前期と同額に据え置くこととする。

4 次期介護保険給付費等の推計

■施設利用者数及び居宅サービス見込量等から推計

- 介護保険給付費は、**標準給付費と地域支援事業費(※)の合計**で、施設利用者数及び居宅サービス利用量並びに高齢者人口の増加を見据えた地域支援事業の見込量から推計

※ 要介護状態になる前からの介護予防事業等

■令和6年度介護報酬改定

- 国は、制度の安定性・持続可能性の確保を図るため、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、物価・賃金の上昇を踏まえ、**介護報酬の改定率を1.59%増**にすることを決定したことから、その影響に伴う給付費の増加分を加味し推計

単位：千円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護保険給付費等の推計	35,629,409	36,507,406	37,180,179	109,316,994
① 標準給付費	33,691,348	34,550,169	35,203,834	103,445,351
② 地域支援事業費	1,938,061	1,957,237	1,976,345	5,871,643

◎介護保険給付費等の推計（令和6年度～令和8年度分）

計 109,316,994千円

5 次期介護保険料基準額の算定

① 標準給付費見込額＋地域支援事業費見込額(令和6年度～8年度) 109,316,994,012円

② 第1号被保険者負担分(令和6年度～8年度) ①の23% 25,142,908,623円

- ② ー 調整交付金 701,629,365円
- ー 機能強化推進交付金 210,000,000円
- ー 基金取崩額 1,100,000,000円

③ 介護保険料収納必要額(令和6年度～8年度) 23,131,279,258円

④ ③を収納率99%で補正(収納実績R4 99.56%) 23,364,928,543円

⑤ 3年間の延第1号被保険者数(補正後) 343,474人

⑥ 介護保険料(月額) ④÷⑤÷12か月 = 5,669円

【10円未満切り上げ】

第9期介護保険料基準額(月額)

5,670円

【年額: 68,040円】

6 介護給付費準備基金の取り崩し

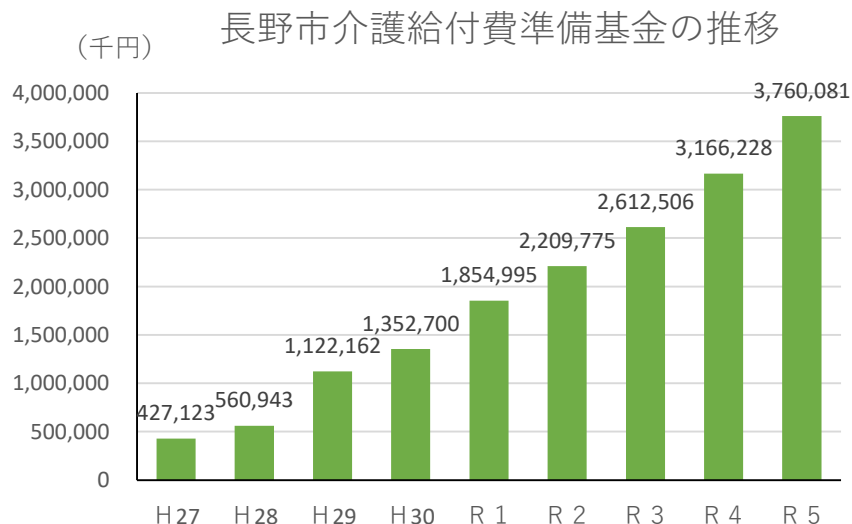
- 本基金は、地方自治法及び市条例に基づき設置しており、保険給付費用等（第1号保険料で賄うべき費用）の財源に充てるためのものであるが、積立額に関する明確な基準はない。
- 事業計画期間（3年間）で納付された保険料に余剰が生じた場合は積み立てを行い、次期計画の保険料基準額を見込むに当たり、取り崩すことで、保険料額の激変緩和に対応することができる。
- 基金を保有することにより、計画期間中の介護報酬の改定等による支出の増加や、災害や感染症等の発生による収入の減少に対応するなど、保険財政の安定を図ることができる。

第9期計画期間における介護給付費準備基金の取崩額（11億円）

第1号被保険者全体の保険料負担を抑えるため、保険料基準額の据え置きに資する取崩額とする。

●中核市の基金積立額の状況（令和5年11月 郡山市集計）

	中核市（52市）平均	長野市
基金積立額（千円）	2,598,325千円	3,760,081千円



7 第1号被保険者(65歳以上の人)の次期介護保険料

- ・国の標準段階に合わせ13段階とするが、弾力化により第1段階から第10段階は増額とならないよう設定する。また、基金活用により基準額は68,040円のまま据え置きとする。
- ・第11段階から第13段階の合計所得金額520万円以上の人(2.6%)は増額とする。
- ・第1～3段階の公費による低所得者軽減は国の見直しに合わせ最大軽減幅での軽減割合とする。

所得段階	対象者(所得区分)	第9期		増加額 (第8期比)	対象者数 構成割合
		保険料率	年額		
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人、または世帯全員が市町村民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45 (0.28)	30,610円 (19,050円)	0円 (△1,360円)	12.6%
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.675 (0.475)	45,920円 (32,310円)	0円 (△1,710円)	9.2%
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.69 (0.685)	46,940円 (46,600円)	△4,090円 (△1,020円)	9.0%
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.875	59,530円	0円	9.7%
第5段階 (基準額)	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0	68,040円	0円	17.1%
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.15	78,240円	0円	15.9%
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.275	86,750円	0円	14.1%
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	102,060円	0円	6.2%
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	115,660円	0円	2.4%
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	129,270円	0円	1.1%
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	142,880円	13,610円	0.6%
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上1,000万円未満の人	2.3	156,490円	27,220円	1.0%
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.4	163,290円	27,210円	1.0%

※赤字部分は次期計画の変更箇所

※第1～3段階の()内は、低所得者保険料軽減措置適用後

8 低所得者に対する負担軽減の強化

市の第1段階と第2段階の保険料率は、国の標準段階に比べ低く設定されている。公費による軽減割合の適用によりさらに軽減する。

国が設定した公費による軽減割合

所得段階	保険料率	公費軽減割合	軽減後保険料率
第1段階	0.45	△0.17	0.28
第2段階	0.675	△0.2	0.475
第3段階	0.69	△0.005	0.685

()内は、軽減割合を適用した後のもの

所得段階	国の標準段階保険料		長野市保険料(第8期)		長野市保険料(第9期)		差額
	保険料率	年額	保険料率	年額	保険料率	年額	
第1段階	0.455 (0.285)	30,950円 (19,390円)	0.45 (0.3)	30,610円 (20,410円)	0.45 (0.28)	30,610円 (19,050円)	0円 (△1,360円)
第2段階	0.685 (0.485)	46,600円 (32,990円)	0.675 (0.5)	45,920円 (34,020円)	0.675 (0.475)	45,920円 (32,310円)	0円 (△1,710円)
第3段階	0.69 (0.685)	46,940円 (46,600円)	0.75 (0.7)	51,030円 (47,620円)	0.69 (0.685)	46,940円 (46,600円)	△4,090円 (△1,020円)